

報道機関各位

公 開
頭 撮 可

令和6年6月25日

【照会先】

熊本地方最低賃金審議会事務局

(熊本労働局労働基準部賃金室)

賃金室長 吉田 総一

賃金指導官 佐藤眞一郎

(電話) 096 - 355 - 3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



第54期第9回熊本地方最低賃金審議会 (令和6年度第2回)の開催について

第54期第9回熊本地方最低賃金審議会(令和6年度第2回)を下記のとおり開催します。

当日は、「熊本県(地域別)最低賃金改正決定の諮問」及び「熊本県特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無の諮問」を行う予定です。

記

開催日時 : 令和6年7月8日(月) 9時30分~

開催場所 : 熊本市西区春日2-10-1

熊本地方合同庁舎A棟10階大会議室

取材を希望される報道機関の方へ

1 傍聴申込要領により申し込みをお願いします。

(二次元コードよりアクセスください。)

2 当日は開催時刻10分前までに会場入口にお集まりください。

3 担当者から、会議室の配置及び進行予定等の説明を行います。



傍聴募集公示

(参考)

- 1 熊本地方最低賃金審議会は、最低賃金法に基づく審議会であり、学識経験者等の公益を代表する委員5名、労働者の代表5名及び使用者の代表5名から構成されています。熊本労働局長から諮問を受けて、最低賃金の調査審議を行い、熊本労働局長に対して答申を行います。
- 2 諮問後、熊本地方最低賃金審議会では、専門部会を設け、最低賃金法第9条第2項に基づき、熊本県内の労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力の三要素を総合的に勘案して、を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮しつつ、慎重に審議を行い熊本労働局長へ答申します。
- 3 特定(産業別)最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金で、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。

熊本県では、

- ・「熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金」
- ・「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」
- ・「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」

の産業に特定(産業別)最低賃金が設定されています。